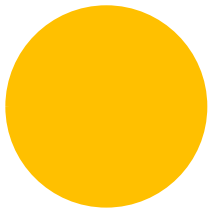




第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、全ての個人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であると位置づけられました。

2003年（平成15年）、内閣府男女共同参画推進本部は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画の策定や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）[※]などのさまざまな取組を進めてきました。

それらを踏まえ、愛荘町（以下「本町」という。）では、「できることからはじめよう!! 男女（ともに）に築く 愛のまち」を基本理念に掲げ、一人ひとりが意識を高め、お互いを思いやりながら行動していくことで、それらが家庭・地域・学校・職場などに広がり、男女共同参画社会の実現につながるものと考え、2009年（平成21年）に「愛荘町男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

2015年（平成27年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

このような状況の下、2018年度（平成30年度）で現行計画の計画期間が終了することから、近年の長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、M字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、さまざまな側面からの課題に的確に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進していくために、「第2次愛荘町男女共同参画推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

[※] ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にもなっている。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものです。

(2) 法令および関連計画との関連性

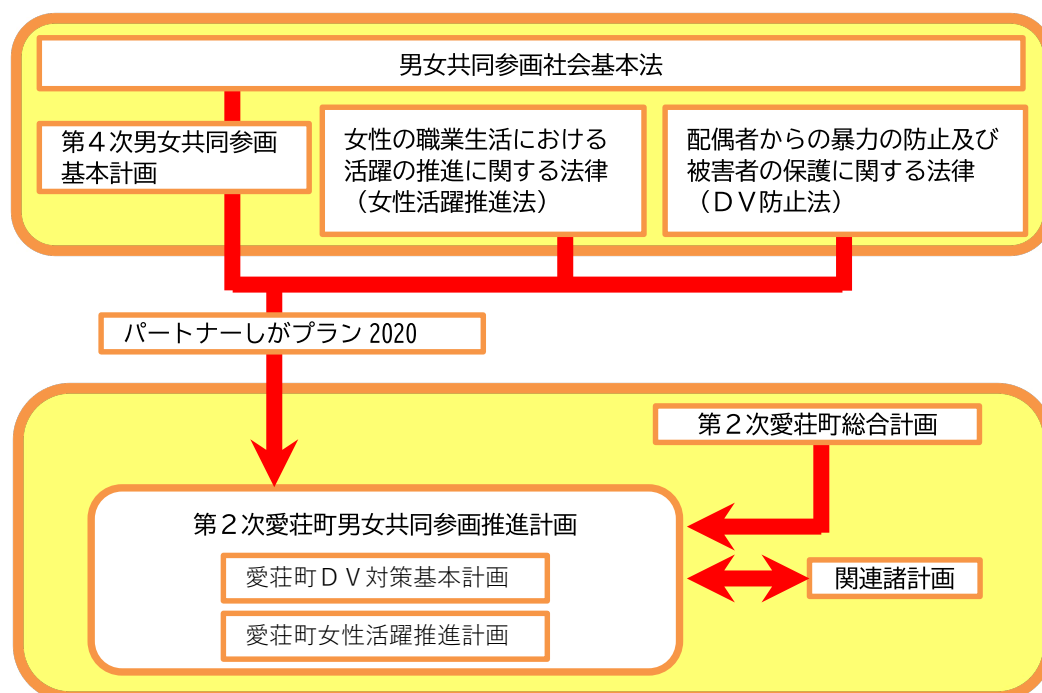
本計画は、男女共同参画社会基本法、国の第4次男女共同参画基本計画およびパートナーシッププラン2020（滋賀県男女共同参画計画）を踏まえ、「第2次愛荘町総合計画」（2018年（平成30年）9月）を上位計画として、関連諸計画との整合性を図っています。

(3) 愛荘町DV対策基本計画としての位置づけ

本計画の基本目標Ⅲの「誰もが安心して暮らせる社会づくり」に関連する部分は、本町における配偶者からの暴力の防止、被害者の保護・支援に関する基本的な考え方および施策の方向性を示すものとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく基本計画と位置づけます。

(4) 愛荘町女性活躍推進計画としての位置づけ

本計画の基本目標Ⅱの「誰もが参画できる環境づくり」に関連する部分は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画と位置づけます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度（令和元年度）から2028年度（令和10年度）までの10年間とします。なお、社会情勢や計画の進捗状況により必要に応じてその都度見直しを行うこととします。

4 計画策定の背景

（1）世界の動向

国際的な男女共同参画の取組は、国際連合が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と宣言したことを契機に国際的な女性の地位向上の取組が本格化しました。

2015年（平成27年）3月には、第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況および評価等を実施し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。このように、国連の主導により女性の地位向上のための国際的な取組が行われています。

一方、世界経済フォーラム（WEF）が2018年（平成30年）12月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数^{*}」では、日本は149か国中110位という結果で、過去最低を更新した2017年（平成29年）の114位より4ランク浮上したものの、依然G7では最下位となっています。

日本は教育・健康分野でこそ高い水準を維持していますが、経済・政治分野の値が著しく低く、総合的に男女の格差が大きい状況となっています。経済分野では、「経済参加率（79位）」、「同一職での賃金格差（45位）」、「収入格差（103位）」の値は世界平均を上回っていますが、平均を下回る項目として「専門職や技術職の男女比（108位）」があり、さらに「管理職の男女比（129位）」の値は著しく低く、男女格差が大きい状況になっています。また、政治分野では、「国会議員の男女比（130位）」、「閣僚の男女比（89位）」、「過去50年間の首相の男女比（71位）」のすべての項目で世界平均を下回っており、女性の政治参加が著しく遅れています。

▼ジェンダー・ギャップ指数／主要国との比較表

	総合スコア	経済分野	教育分野	健康分野	政治分野
日本	0.662 (110位)	0.595 (117位)	0.994 (65位)	0.979 (41位)	0.081 (125位)
アイスランド	0.858 (1位)	0.793 (16位)	0.999 (39位)	0.968 (121位)	0.674 (1位)
フランス	0.779 (12位)	0.685 (63位)	1.000 (1位)	0.974 (78位)	0.458 (10位)
ドイツ	0.776 (14位)	0.734 (36位)	0.976 (97位)	0.973 (85位)	0.418 (12位)
英国	0.774 (15位)	0.705 (52位)	0.999 (38位)	0.970 (110位)	0.421 (11位)
カナダ	0.771 (16位)	0.748 (27位)	1.000 (1位)	0.971 (104位)	0.365 (21位)
アメリカ	0.720 (51位)	0.782 (19位)	0.998 (46位)	0.976 (71位)	0.125 (98位)
イタリア	0.706 (70位)	0.592 (118位)	0.995 (61位)	0.969 (116位)	0.267 (38位)
中国	0.673 (103位)	0.653 (86位)	0.958 (111位)	0.915 (149位)	0.164 (78位)
韓国	0.657 (115位)	0.549 (124位)	0.973 (100位)	0.973 (87位)	0.134 (92位)

^{*} ジェンダー・ギャップ指数：スイスのジュネーブに本部を置く世界経済フォーラム（WEF）が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

(2) 国の動向

① 第4次男女共同参画基本計画の策定

1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)に「男女共同参画基本計画」が策定され、以降の改定を経て、2015年(平成27年)12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

▼第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会

- I 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- II 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- III 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活および家庭生活を送ることができる社会
- IV 男女共同参画を我が国における最重要課題と位置づけ、国際的な評価が得られる社会

② 女性活躍推進法の成立

2015年(平成27年)8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が成立しました。

▼女性活躍推進法の3つの基本原則

- I 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- II 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- III 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

③ 子育て支援の推進

2015年(平成27年)度より「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づく、子供・子育て支援新制度がスタートし、保育・学校教育が質・量共に確保され、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。また、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律120号)は期間延長されたほか、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)※」のさらなる推進が求められています。

本町においても、2015年(平成27年)3月に「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援施策を推進しています。

※ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス):働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされる。

④ DV対策とストーカー規制の強化

「DV防止法」は、平成25年改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を法の対象に含められました。また、令和元年改正により、被害者保護のための連携協力機関に児童相談所が明文化され、被害者保護の適用対象については被害者の同伴家族が含められました。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)は2016年(平成28年)12月に改正され、連続的なSNS*へのメッセージ送信やブログへの書き込みなども規制対象行為に含められました。また、警察署長等から加害者に対し警告を経ずに禁止命令を行うことも可能となった他、緊急の場合、禁止命令等の事前手続きとして必要であった被害者への聴聞が事後化できるようになりました。その他、厳罰化や被害者の告訴がなくても「ストーカー行為」に対する捜査・起訴・処罰ができるようになりました。

⑤ 防災計画等における男女共同参画の視点

国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭などへの配慮や、応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、国の第4次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

⑥ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立

社会の対等な構成員である男女が公選による公職等として政策の立案・決定に共同して参画することが、多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が2018年(平成30年)5月に公布・施行されました。

⑦ 働き方改革関連法の施行

2019年(平成31年)4月から働き方改革関連法が順次施行され、残業時間の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」の導入により、日本の労働慣行は大きな転換期を迎えました。

* SNS (social networking service) : W e b上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。

(3) 滋賀県の動向

滋賀県では、2001年（平成13年）に「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定し、翌年施行しました。2016年（平成28年）には「パートナーしがプラン2020（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定し、「あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～」を目標に掲げ、県民一人ひとりが持てる個性や能力を存分に発揮し、互いが生きがいをもって意欲的に暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を推進していくこととしています。

▼パートナーしがプラン2020「重点施策と取組の方向」

【重点施策1】 家庭・地域における男女共同参画の推進
<ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり ② 地域の様々な活動分野における女性の参画推進 ③ 男性の家庭・地域活動への参画推進 ④ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実 ⑤ 多様な選択を可能とするライフ&キャリア教育の推進
【重点施策2】 働く場における男女共同参画の推進
<ul style="list-style-type: none"> ① 男女の均等な雇用機会の確保 ② 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援 ③ 政策・方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり ④ 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり ⑤ 女性の起業等への支援
【重点施策3】 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
<ul style="list-style-type: none"> ① 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実 ② セクシュアルハラスメント対策の推進 ③ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進 ④ 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進 ⑤ 生涯を通じた健康づくり ⑥ 様々な困難を抱える人々への支援
計画の総合的な推進
<ul style="list-style-type: none"> ① 県の推進体制の充実 ② 多様な主体との連携強化 ③ 県立男女共同参画センターの機能の充実 ④ 調査・研究の推進